



京都府知事
山田 啓二 様

石洗広推第06-24号
平成18年11月27日



**「京都府合成洗剤対策推進要綱の廃止に係る要請について(回答)」に関する問い合わせ
【公開質問状】**

拝復 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当工業会より、本年5月24日付(石洗広推第06-04号)にて送付いたしました『「京都府合成洗剤対策推進要綱」の廃止に係る要請』に対し、6月27日付 8環管第179号にて回答いただきありがとうございます。また、9月13日には、当工業会との面談に企画環境部環境管理室室長様はじめ皆様の貴重な時間をいただき、感謝申し上げます。

さて、貴府からの回答内容、および面談においてご説明いただきました点に関しまして、疑問に感ずるところがございましたので、再度質問させていただきます。お手数ですが、あらためて書面にてご回答ください。

敬 具

記

京都府合成洗剤対策推進要綱の趣旨が、公共用水域の富栄養化防止であるにもかかわらず、京都府の施設において、原則として石けんを使用することを要綱第3実施事項の1において規定されています。これは富栄養化の原因とはならない、無りん合成洗剤の使用をも禁止していると解釈できます。貴府からの回答および面談において、その規定の根拠は示されておりません。また、面談において、当工業会から、その規定には科学的根拠がなく、要綱の趣旨にも合致していないことを説明させていただき、貴府のご出席者にもご理解いただいた様子でしたが、「現在何も具体的な問題が起こっていないので、要綱を改定するつもりはない。」と口頭にてお返事いただいております。

つきましては、以下についてお答えください。

1. 6月27日付回答において、「現時点で大きな問題があるとは考えておりません。」と記されていますが、このことが消費者基本法第2条(基本理念)の「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」、および第4条(地方公共団体の責務)の「国の施策に準じて施策を講ずる」に反するものでないことの根拠をお知らせください。
2. また、当要綱は、無りん合成洗剤でも富栄養化につながり、環境に悪影響を与えるという誤解を、府民はじめ日本国民の一部に植えつける内容であるため、あらためて要綱第3実施事項の1の廃止を求めます。廃止されない場合は、貴府の判断の根拠と、それに関する評価データをご開示ください。

以上、勝手ではございますが、12月27日までにご回答ください。ただし、貴府のご都合により、回答がそれ以降になる場合は、予めご回答期日をお知らせ願います。

添付資料：

1. 京都府合成洗剤対策推進要綱
2. 貴府「京都府合成洗剤対策推進要綱」の廃止に係る要請(平成18年5月24日付、石洗広推第06-04号)
3. 京都府合成洗剤対策推進要綱の廃止に係る要請について(回答)(平成18年6月27日付、8環管第179号)